

平成 14 年 7 月 19 日

財務大臣 塩川正十郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

木村尚三郎

答 申 書

平成 14 年 7 月 19 日付財関第 5 5 7 号をもって諮問のあった不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第 8 条第 1 項に基づく大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の課税については、諮問どおり行うことが適当であると認める。